の様式に準ずること。ただし、整備しようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）

（２）申請者が法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類

（３）当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第７条第３項第２号及び第３号に規定する行為並びに同条第４条第１号から第３号まで及び第５号から第９号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該行為があったことを証する書類）

（４）当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

（５）申請者が当該行為に係る森林の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類

（６）申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第61条第２項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）

（７）その他必要と認める書類

（別表３－３）

（別紙１）の設備又は施設の番号	

漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第１項の特例措置（法第12条）関係

１　漁港の名称		
２　行為の内容		
	（１）種類	
	（２）期間	
	（３）場所	
	（４）面積	
	（５）数量	
	（６）方法	

（注）１　「種類」欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の占用の別を記載すること。

２　「期間」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙１と同じ」と記載すること。

３　「場所」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙１と同じ」と記載すること。

４　「面積」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙１と同じ」と記載すること。

５　「数量」欄には、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占用の場合は記載しなくてもよい。

なお、汚水の放流の場合には、汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合にあっては、汚物の種類ごとの数量を記載すること。

６　「方法」欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合にあっては、請負人（予定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載すること。